

文教福祉常任委員会会議録

令和元年 12 月 17 日（火）午前 10 時～
小美玉市役所 3 階 議会委員会室

小美玉市議会

文教福祉常任委員会

令和元年12月17日(火)午前10時～

議会委員会室

1. 開会

2. 委員長あいさつ

3. 議長あいさつ

4. 執行部あいさつ

5. 議事

- ① 議案第 98 号 小美玉市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- ② 議案第 99 号 小美玉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- ③ 議案第 100 号 小美玉市基金条例の一部を改正する条例について
- ④ 議案第 101 号 令和元年度小美玉市一般会計補正予算(第3号)
(文教福祉常任委員会所管事項)
- ⑤ 議案第 102 号 令和元年度小美玉市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- ⑥ 議案第 103 号 令和元年度小美玉市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第2号)
- ⑦ 議案第 107 号 令和元年度小美玉市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- ⑧ その他

6. 閉会

出席委員（8名）

2番	香取憲一君	3番	長津智之君（副委員長）
6番	木村喜一君（委員長）	7番	植木弘子君
9番	幡谷好文君	11番	長島幸男君
14番	小川賢治君	17番	笹目雄一君（議長）

欠席委員（なし）

付託案件説明のため出席した者

市長	島田穰一君	教育長	加瀬博正君
保健衛生部長	倉田増夫君	医療保険課長	服部和志君
健康増進課長	小貫智子君	医療保険課参事	重藤辰雄君
福祉部長	磯敏弘君	社会福祉課長	岡野あけみ君
子ども福祉課長	笹目浩之君	介護福祉課長	太田由美江君
福祉事務所 美野里支所長	寺門孝子君	福祉事務所 小川支所長	菅具隆君
教育部長	中村均君	指導室長	白井律子君
学校教育課長	菅谷清美君	施設整備課長	片岡理一君
生涯学習課長	林美佐君	生涯学習課参事	齋藤幸雄君
スポーツ推進課長	長谷川勝彦君	学校給食課長	田村智子君

議会事務局職員出席者

書記 深作治

午前10時00分 開会

○副委員長（長津智之君） 改めましておはようございます。

皆さまお揃いになりましたので、ただいまより文教福祉常任委員会を開催いたします。

最初に、委員長あいさつ。木村委員長をお願いします。

○委員長（木村喜一君） 皆さま改めましておはようございます。

この度、文教福祉常任委員会の委員長に就任いたしました木村でございます。市議会の改選後はじめてとなる委員会ですので、一言だけ皆さま方にごあいさつ申し上げます。本市の文教福祉常任委員会とても幅広いと同時に奥が深くデリケートな問題も山積しており、そうしたもろもろの課題の克服のため、積極的に調査研究を重ね知恵を出し合い所管の分野を安定的に発展させていくことが我々の使命であります。まず、文教の分野では、どんな貧困家庭生まれ育っても夢をもちその夢を誰にも遠慮することなく叶えられるよう、希望すれば誰でも進学できるような充実した支援環境、また教育の分野では、今も現実の問題として、いじめや不登校といった特別な配慮を必要とするなど複雑かつ困難な課題が続出しております。さらに厚生では、高齢化に対応しつつ、少子化対策を最重要課題として位置づけ強化して行くなど、地域医療や介護、年金や子育て支援といった社会保障制度は既存の考え方や税負担の割合だけでは、これ以上発展させることは、極めて難しい現状ではありますが、市民が少しでも心豊かに生きがいを感じられるような社会を構築していかなければと考えておるところです。そのためにはですね。ここに折られます皆様方が中心となってワンチームとしてタックを組まなければ、力強く前へと進むことは出来ません。私も、長津副委員長と手を携えると同時に委員の皆さまから力を頂戴していき、全精力を傾けて行動してまいりますので、島田市長をはじめ、執行部の皆さま、どうか文教福祉行政がいつそう充実出来ますように、ともに良い汗を流してまいりましょう。今後と更なるご支援ご協力をお願いいたします。本日は、当委員会に付託されました議案7件最後まで慎重審議のほど、どうぞよろしくお願い申しあげましてあいさつに代えさせていただきます。よろしくをお願いします。

○副委員長（長津智之君） ありがとうございます。

続きまして議長あいさつ。笹目議長お願いいたします。

○議長（笹目雄一君） 皆様、改めましておはようございます。

本日は、冷たい雨模様のなか文教福祉常任委員会の開催のために早朝よりお集まりいただきまして、まことにご苦勞様でございます。今回は、改選後はじめての文教福祉常任委員会とい

う事で、構成委員も新たなメンバーでございますのでよろしくお願ひいたします。本日の案件は、補正予算を含め7件でございますので、執行部の皆様方には簡潔明瞭なご説明と委員の皆様方には慎重なるご審議をお願い申し上げましてあいさつに代えます。本日はまことにご苦労さまでございます。

○副委員長（長津智之君） ありがとうございます。

続きまして執行部あいさつ。市長が見えられておりますので、島田市長お願ひします。

○市長（島田穰一君） 改めておはようございます。

議員の皆様方には長期わたって第4回定例議会まことにご苦労様でございます。新体制が整ってはじめての文教福祉常任委員会付託審議という事で、ただいま委員長の力強いごあいさつがあったわけでありまして、また副委員長の聞きなれた声でスタートされたということで、うれしく思っているところであります。7件の議案でありますので、担当の方から詳しく説明させますので、お聞き取りのうえご審議いただいて可決いただければ大変ありがたいとお願ひ申し上げます。

○副委員長（長津智之君） ありがとうございます。

それでは、議事に入ります。

議事進行のほうは、木村委員長よろしくお願ひいたします。



○委員長（木村喜一君） 議事に入る前に、本日福島議員、戸田議員が傍聴をいたしますのでよろしくお願ひいたします。

また、本日は、改選後初めての委員会となりますので、自己紹介をお願ひします。

（執行部→委員 自己紹介）

それでは議事に入ります。本日の議題は、12月13日に付託された議案審査付託表のとおりであります。

はじめての方もいますので、当委員会の議事の進め方について改めてお願ひをしたいと思います。当委員会の議事の進め方は、議案ごとに説明をお願ひし、その都度質疑を行ってまいります。質疑については会議規則第115条で「委員は、議題について自由に質疑し、及び意見

を述べることができる」と定められております。ただし、本会議と同様に委員会においても「発言はすべて簡明にし、議題外にわたり、またその範囲を超えてはならない」と定められております。委員の皆様におかれましては、質疑は、付託された議案に関連するものにとどめるよう願います。また、執行部においては、明快な答弁を願いたいと思います。

なお、質疑の方法は、一問一答方式とし、一人の方がすべて終了するまで質疑を続けることといたします。質疑漏れ等のないようご注意願うとともに、審査区分に従って簡潔かつ明瞭になされ、重複質疑を避けられますよう、よろしく願いいたします。

さらに、執行部が即時に答弁しがたい質疑があった場合には当該質疑に対する答弁を一時保留とし、委員には次の質疑をお願いすることにしたいと思います。なお、一時保留した答弁は、執行部において整い次第、再開することいたします。各委員におかれましては、よろしくご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、会議録作成の都合上、発言の際はマイクを使っていただき、質疑が終わったら必ず電源をお切りいただきますようお願いいたします。



議案第 98 号 小美玉市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第 99 号 小美玉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

○委員長（木村喜一君） それでは、これから付託案件の審査に入ります。

まず、関連がございますので、議案第 98 号 小美玉市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第 99 号 小美玉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についての計 2 件を一括審議いたします。執行部より説明を求めます。

○介護福祉課長（太田由美江君） それでは、関連いたします議案第 98 号、第 99 号を一括でご説明いたします。

議案 98 号小美玉市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条

例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。説明につきましては着座にて失礼させていただきます。

地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしまして、地域包括支援センター運営協議会の組織及び名称の変更に伴い、所要の改正を行うため、この案を提出するものであります。

具体的理由といたしまして小美玉市介護保険等運営協議会設置規則により小美玉市地域包括支援センター運営協議会設置要綱が廃止され、小美玉市介護保険等運営協議会において地域包括支援センターの運営に関する協議を実施することになったための名称変更です。

3枚目の資料、新旧対照表をご覧ください。第3条第2項第2号の2行目及び第4条の1行目、地域包括支援センター運営協議会を介護保険等運営協議会に改めるものでございます。

続いて議案第99号になります。小美玉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由としましては、地域包括支援センター運営協議会の組織及び名称の変更に伴い、所要の改正を行うため、この案を提出するものであります。

具体的理由としては議案第98号と同様です。

3枚目の新旧対照表をご覧ください。

第15条第1項第1号の1行目、地域包括支援センター運営協議会を介護保険等運営協議会に改めるものでございます。

ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○委員長（木村喜一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は挙手によりこれを許します。

○7番（植木弘子君） おはようございます。よろしくお願いいたします。名称の変更の理由は分かりましたが、名称変更するにあつての目的と今後見込まれる効果、中身的に何か変わったところがありましたら、説明をお願いしたいと思います。

○介護福祉課長（太田由美江君） 名称変更でございますが、介護保険等運営協議会という組織でございますけれども、地域包括支援センター運営協議会、地域密着型サービス運営委員会と介護保険等の計画にかかる策定委員会を別々の会議として運営しておりました。実際には委員さんは同じ委員さんでお願いしておりましたので、同じ委員さんにそれぞれ何度も会議の

出席をお願いするというのではなくて、1つの会議のなかでお願いできるように、平成30年にこちらの方まとめておりますが、この2つの条例については「地域包括支援センター運営協議会」の名称が残ったままでしたので、それを介護保険等運営協議会に変更するというものでございます。

○7番（植木弘子君） 分かりました。中身的にはいままでと変わらず、介護保険に関して運営していくということで理解出来ましたのでありがとうございました。

○委員長（木村喜一君） ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ声あり]

○委員長（木村喜一君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ声あり]

○委員長（木村喜一君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決に入ります。

議案第98号 小美玉市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第99号 小美玉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について採決いたします。

おはかりいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○委員長（木村喜一君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。



議案第 100 号 小美玉市基金条例の一部を改正する条例について

○委員長（木村喜一君） つづいて、議案第 100 号 小美玉市基金条例の一部を改正する条例について議題といたします。執行部より説明を求めます。

○学校教育課長（菅谷清美君） それでは、議案第 100 号 小美玉市基金条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

小美玉市基金条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由でございますが、教員の教育研修に必要な資金を積み立て総合的な教育力向上を図ることを目的とした小美玉市教員教育研修基金を新たに設置するため、この案を提出するものでございます。

改正および基金の内容につきましては、新旧対照表でご説明させていただきます。3 枚目をお開き願います。別表第 1 積立基金の表中、小美玉市幼児教育振興基金の次に、新たに小美玉市教員教育研修基金を加えるものでございます。

基金の目的は、教員の総合的な教育力の向上を目指した教育研修に必要な資金を積み立てるため。処分方法は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てるときでございます。

先般の全員協議会でご説明させていただきましたとおり、この基金の財源は、教員教育に対する指定寄附金でございます。寄附の申し出者は、小美玉市在住で、タカノフーズ株式会社会長の高野英一氏でございます。高野氏は、「いばらき教員応援団」の理事長として、毎年県内の公立学校教員を対象に、人間力と資質の向上を主旨とした研修を実施していますが、令和 3 年を機に一線を退かれる予定、とのことで、引退にあたり小美玉市の教員のみを対象に、いばらき教員応援団が実施する事業と同様の研修を、小美玉市で立ち上げてほしいと、この研修に要する運営の経費として、1 千万円を市に寄附したい旨の申し出をいただいた次第でございます。寄附者の意向であります、人間力と資質の向上を主旨とした講演会を通しての研修で、本市の教員の総合的な教育力の向上を目指せるよう、研修の運営費用に充てるため、その資金として基金に積み立てるものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど宜しくお願いいたします。

○委員長（木村喜一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は挙手によりこれを許します。

○7 番（植木弘子君） 全員協議会でも詳しくご説明いただいておりますが、この目的とい

うのが教員応援団という事で講演会が内容的なものだ言うことですが、それ以外の教員研修に必要なことに使うことは可能なのでしょうか。

○**学校教育課長（菅谷清美君）** 寄付を申し出ていただきました高野会長は、講演会のみに使ってほしいということですので、講演会の運営経費のみに使わせていただくことで考えております。

○**7番（植木弘子君）** 小美玉で実施するのは、令和3年からでしょうか。

○**学校教育課長（菅谷清美君）** 令和3年度からの実施でございます。

○**委員長（木村喜一君）** ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ声あり]

○**委員長（木村喜一君）** ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ声あり]

○**委員長（木村喜一君）** ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決に入ります。

議案第100号 小美玉市基金条例の一部を改正する条例について採決いたします。

おはかりいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○**委員長（木村喜一君）** ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。



議案第101号 令和元年度小美玉市一般会計補正予算（第3号）（文教福祉常任委員会所管事項）

○委員長（木村喜一君） 続いて、議案第 101 号 令和元年度小美玉市一般会計補正予算（第 3 号）（文教福祉常任委員会所管事項）について議題といたします。執行部より説明を求めます。

○学校教育課長（菅谷清美君） 議案第 101 号 令和元年度小美玉市一般会計補正予算（第 3 号）のうち、文教福祉常任委員会所管事項について、ご説明申し上げます。説明はページに従い、それぞれ所管課による説明とさせていただきます。

歳入からの説明になりますが、まず 8 ページをお開き願います。上から 4 段目になります、学校教育課所管でございます。15 款使用料及び手数料、1 項使用料、5 目教育使用料は、1 節幼稚園使用料で 153 万 8,000 円の補正減をお願いするものです。内容につきましては、右側の説明欄になります。幼稚園授業料現年度分が 108 万 8,000 円の減額、預かり保育保育料が 45 万円の減額でございます。減額の理由でございますが、まず、本年 10 月から幼児教育の無償化が始まり、所得に関係なく幼稚園の授業料が無償となりましたので、10 月以降の授業料収入が見込めなくなりました。

また、幼稚園での預かり保育に関しましては、保育の必要性の認定を受けた園児の預かり保育料が 1 ヶ月の上限 11,300 円まで無償となったことに伴っての減額でございます。

○社会福祉課長（岡野あけみ君） 次に、16 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費国庫負担金、4 節生活保護費等負担金ですが、生活保護費国庫負担金として 9,114 万 6,000 円の補正増をお願いするものでございます。これは扶助費の増額に伴うもので、負担率は 3/4 で、生活保護扶助費に充当するものでございます。

○子ども福祉課長（笹目浩之君） 続きまして、16 款国庫支出金、2 項国庫補助金、2 目民生費国庫補助金、2 節児童福祉費補助金ですが、説明欄、子育てのための施設等利用給付費交付金 473 万 3,000 円の補正増をお願いするものでございます。

こちらは、歳出の施設等利用給付費保護者負担金に充当するものでございます。負担割合は国が 1/2、県が 1/4、残りの 1/4 は幼児・保育の無償化のスタートに伴う臨時交付金で捻出される為、市としての負担はございません。

○社会福祉課長（岡野あけみ君） 続きましてその下になりますが、同じく、16 款国庫支出金、2 項国庫補助金、2 目民生費国庫補助金、3 節生活保護費補助金ですが、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金として 71 万 5,000 円の補正増をお願いするものでございます。これは生活保護システム改修に伴うもので、マイナンバー情報連携機能が 39 万 6,000 円で負担率が 2/3、保険会社への照会機能及び被保護者調査の調査項目追加分が 31 万 9,000 円で負

担率が1/2で、生活保護事務費に充当するものでございます。

○健康増進課長（小貫智子君） 続きまして、同じく3目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金、母子保健衛生費国庫補助金8万8,000円の補正増をお願いするものです。これは、乳幼児健診や妊婦健診等の情報についてマイナンバー制度を活用し、市町村間での情報連携を開始するための健康管理システムの改修費で、補助率2/3の国庫補助金でございます。

○子ども福祉課長（笹目浩之君） 続きまして、17款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、4節児童福祉費負担金ですが、説明欄、子育てのための施設等利用給付費負担金236万6,000円の補正増をお願いするものでございます。こちら、歳出の施設等利用給付費保護者負担金に充当するものでございます。続きまして、9ページをお開きください。同じく2項県補助金、2目民生費県補助金、5節児童福祉費補助金ですが、説明欄、多子世帯保育料軽減事業費補助金551万9,000円の補正増をお願いするものでございます。こちらは歳出の多子世帯保育料軽減事業補助金に充当するものでございます。負担割合は県が1/2、市が1/2でございます。

○学校教育課長（菅谷清美君） 続きまして、上から4段目になります。19款寄附金、1項寄附金、4目教育費寄附金につきましては、2節学校教育費寄附金で、1,000万円の補正増をお願いするものです。内容は、教員教育に対する指定寄附金1,000万円でございます。基金積立金に充当するものでございます。

○生涯学習課長（林美佐君） 生涯学習課所管の歳入についてご説明申し上げます。引き続き9ページのその下の段になります。20款繰入金、2項基金繰入金、1目基金繰入金、1節基金繰入金につきましては、説明欄3行目、地区集会施設維持管理基金繰入金として、12万6,000円の補正増をお願いするものです。各区公民館（外之内区）の整備費に対する補助金に充当するものでございます。

○医療保険課長（服部和志君） 同じく22款、5項雑入、5目、3節雑入852万9,000円の補正増うち、後期高齢者医療療養給付費負担金返還金806万円の増額は、平成30年度分の負担金額の確定によるものです。

○健康増進課長（小貫智子君） 同じく、雑入、養育医療費返還金38万7,000円の補正増をお願いするものです。これは、未熟児養育医療費に係る社会保険診療報酬支払基金からの請求額に過誤が生じたことによる返還金でございます。

○社会福祉課長（岡野あけみ君） その下の6目過年度収入、1節過年度収入ですが、障害者医療費国庫負担金として45万3,000円の補正増をお願いするものです。こちらは平成30

年度の国庫負担金の確定による過年度収入になります。

以上で文教福祉常任委員会所管の歳入についての説明を終わります。

○医療保険課長（服部和志君） 続きまして歳出の説明をいたします。15 ページをご覧ください。3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費、説明欄 5 の国民健康保険特別会計繰出金 30 万 6,000 円の補正増は、国保税システム改修等に伴う国保特別会計繰出金 20 万 5,000 円と白河診療所職員の人件費増に伴う白河診療所繰出金 10 万 1,000 円の増額です。

○介護福祉課長（太田由美江君） 次に、同じく 15 ページ、2 目高齢者福祉費でございますが、総額で 690 万 8,000 円の補正増をお願いするものでございます。このうち、15 ページの説明欄 3 老人福祉施設入所措置事業については老人保護措置費の増額による 42 万 2,000 円の補正増をお願いするものです。補正の理由につきましては、10 月からの事務費・介護保険料の引き上げ及び障害加算の追加により増額したためでございます。

続きまして 15 ページの下から 16 ページにかけてでございますが、説明欄 8 生活支援事業については外出支援サービス事業委託料の実績増による 272 万 1,000 円の補正増をお願いするものです。補正の理由につきましては 10 月からの消費税増税にともなう、タクシー初乗り料金 10 円の増額と利用者の増加によるものでございます。

その下の説明欄 12 介護保険特別会計繰出金については、介護保険特別会計繰出金の 349 万 7,000 円、介護サービス事業会計繰出金の 18 万 4,000 円の補正増をお願いするものでございます。

○社会福祉課長（岡野あけみ君） 続きまして、その下の 3 目障害者福祉費、23 節償還金利息及び割引料、説明欄 1 障害者福祉事務費は、国県補助等返納金として 590 万 8,000 円の補正増をお願いするものでございます。これは、平成 30 年度国庫負担金に係る交付額の確定によるもので、障害者自立支援給付費等国庫負担金分 390 万 2,768 円、障害児入所給付費等国庫負担金 200 万 4,825 円を返納するものです。

○医療保険課長（服部和志君） 5 目老人医療給付費、説明欄 2 後期高齢者医療制度経費は、92 万 3,000 円の補正増で、内訳は広域連合負担金額の確定による負担金 15 万 6,000 円の減額と、後期高齢者医療保険特別会計繰出金として 107 万 9,000 円の補正増で、主な内容は、健診受診者の増加に伴う健診等助成費の増額によるものです。

次に 6 目医療福祉費、説明欄 1 医療福祉事務費 127 万 4,000 円の補正増は、平成 30 年度分の国県補助金等の額の確定によるものです。

○子ども福祉課長（笹目浩之君） 続きまして、子ども福祉課所管の歳出の説明となります。

17 ページをお開き下さい。3 款民生費、2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費につきまして、2,091 万 8,000 円の補正増をお願いするものです。内訳につきましては説明欄 2 の児童福祉事務費につきまして、23 節償還金利子及び割引料、細節国県補助等返納金 980 万 2,000 円の補正増をお願いするものです。内容としましては、平成 30 年度事業の子どものための教育・保育給付費負担金及び子ども・子育て支援交付金額確定による合算の返納金となります。主に保育委託事業及び民間保育所等補助事業、施設型給付費事業に充当された負担金を返納するものでございます。

続きまして、同じく説明欄 7 の多子世帯保育料軽減事業につきまして、19 節負担金補助及び交付金、細節多子世帯保育料軽減事業補助金 1,104 万円の補正増をお願いするものです。内容としましては、0 歳から 2 歳児の第 3 子以降の児童に係る保育料の軽減対象について、所得制限枠の撤廃に伴う対象児童数の増加による補正増となります。続きまして、3 目児童福祉施設費につきまして 2,819 万 2,000 円の補正増をお願いするものです。内訳につきましては、説明欄 3 の施設型給付費につきまして、19 節負担金補助及び交付金、細節認定こども園施設型給付費負担金 1,961 万 8,000 円の補正増をお願いするものです。

内容としましては、施設型給付費の公定価格単価改正及び加算額の増加による補正増となります。同じく施設等利用給付費保護者負担金 857 万 4,000 円の補正増をお願いするものです。内容としましては、幼児教育・保育無償化のスタートに伴い、預かり保育事業や病児保育事業を利用した際に保護者が負担した利用料を償還払いするため、保護者負担金の増額をお願いするものです。こちらは歳入でも説明したとおり、財源についてはすべて国費によるものです。

以上で説明を終わります。

○社会福祉課長（岡野あけみ君） 続きまして、17 ページから 18 ページにかけて、3 款民生費、3 項生活保護費、1 目生活保護総務費、13 節委託料、説明欄 2 生活保護事務費は、生活保護システム改修委託料として 123 万 2,000 円の補正増をお願いするものでございます。これは、生活保護法制度改正に伴うシステム改修で、改修内容は進学準備給付金のマイナンバー情報連携、生命保険会社に対する照会機能、被保護者調査における調査項目追加でございます。

続きまして、その下の 2 目扶助費、20 節扶助費、説明欄 1 生活保護扶助事業は、扶助費として 1 億 2,152 万 8,000 円の補正増をお願いするものです。これは、生活保護世帯の増などに伴い、扶助費に不足が見込まれるため、生活扶助費として 4,024 万 2,000 円、医療扶助費として 8,128 万 6,000 円を増額するものでございます。

○健康増進課長（小貫智子君） 続きまして、健康増進課所管の歳出について説明させてい

たきます。4 款衛生費、1 項保健衛生費、3 目市民健康管理費、説明欄 2 成人保健事業 13 節、委託料 13 万 2,000 円の補正増につきましては、歳入でもご説明いたしましたが、マイナンバーを活用した情報連携を図るための健康管理システム改修費用でございます。

4 目健康増進施設管理運営費、説明欄 1 健康増進施設管理運営費、ページをめくっていただき、19 ページ、15 節工事請負費、231 万円の補正増をお願いするものです。これは、四季健康館の二槽式受水槽の片側に歪みや変形による漏水が発生したため、その補修工事でございます。

○学校教育課長（菅谷清美君） 続きまして、24 ページをお開き願います。教育委員会所管の歳出でございます。まず、上から 2 段目、学校教育課所管でございますが、10 款教育費、1 項教育総務費、2 目事務局費は、説明欄 3 の庶務一般事務費で 30 万 4,000 円の補正減をお願いするものです。内容は、教育委員会所管の臨時職員経費に関するものになります。4 共済費は、労災保険料、雇用保険料の事業所負担額確定に伴い、併せて共済費として 35 万 3,000 円の減額。また、7 賃金は、臨時職員の賃金額改定に伴い 4 万 9,000 円の増額をお願いするものでございます。

次に、4 目放課後子どもプラン推進費は、説明欄 1 の放課後児童対策事業で 149 万円の補正減をお願いするものです。内容でございますが、13 委託料で、放課後児童健全育成事業実施委託料の契約金額確定に伴う差金を減額するものでございます。

○施設整備課長（片岡理一君） 続いては、10 款教育費、2 項小学校費の補正でございます。まず、1 目学校管理費 403 万 4,000 円の増額は、施設整備課所管の補正となります。この補正につきましては、説明の欄 2 小学校施設管理費、15 工事請負費を増額するものとなりますが、まず、校舎改修工事 303 万 4,000 円の増額は 3 件の工事費計上によるものとなり、竹原小学校体育館の雨漏り修繕に 176 万円、玉里小学校普通教室の天井断熱材撤去 65 万円、それと玉里北小学校受水槽配管の交換工事 62 万 3,700 円となります。

下のページ、25 ページに続きまして、校舎周辺等整備工事 100 万円は、台風第 19 号により野田小学校の門扉が破損したことによる修繕のための計上となっております。

○学校教育課長（菅谷清美君） 2 目教育振興費は、説明欄 2 就学援助費において、180 万円の補正増をお願いするものです。内容としましては、20 扶助費で、準要保護児童生徒就学援助費が 100 万円の増額、特別支援教育就学奨励費が 80 万円の増額でございます。

これは、国の補助単価改定に伴う、援助費目の増設と増額に対応するためでございます。

○施設整備課長（片岡理一君） 次の 10 款教育費、3 項中学校費をお願いいたします。まず、

1 目学校管理費 64 万 9,000 円の補正増額は、施設整備課所管となります。この内容としまして、説明の欄 2 中学校施設管理費、11 需要費、6 修繕料への計上は、台風第 15 号による被害への対応となり、美野里中学校のプール南側にある物置出入口シャッターの修繕に 35 万 2,000 円、同じく美野里中学校のプール北側にある、現在は使われていない渡り廊下と物置小屋が被災したことで、これらの解体撤去費 29 万 7,000 円によるものとなります。

○学校教育課長（菅谷清美君） 次に、2 目教育振興費は、事業 2 就学援助費において、180 万円の補正減をお願いするものです。内容としましては、20 扶助費で、準要保護児童生徒就学援助費が 100 万円の減額、特別支援教育就学奨励費が 80 万円の減額でございます。減額とする理由は、該当者が、当初想定していた対象人数より少ない人数で推移しているために、準要保護児童生徒就学援助費、特別支援教育就学奨励費、ともに減額するものでございます。

次に、4 項幼稚園費、1 目幼稚園管理費につきましては、26 ページをお願いいたします。説明欄 2 幼稚園運営経費は、財源内訳の補正になります。表内の補正予算額の財源内訳欄をご覧ください。歳入でも説明させていただきましたが、幼児教育無償化により、10 月以降の授業料収入、預かり保育料収入がなくなったため、特定財源のその他が 153 万 8,000 円の減となります。預かり保育に対する国の補助は、公立幼稚園に対しても該当となるため、国・県補助金の子育てのための施設等利用給付費交付金 33 万 3,000 円を充当します。公立幼稚園授業料分は全額自治体負担になりますので、一般財源が 120 万 5,000 円増額となります。

○施設整備課長（片岡理一君） 次の 3 幼稚園施設管理費 102 万 3,000 円の増額は、施設整備課所管となり、15 工事請負費、園舎改修工事については、玉里幼稚園空調設備の老朽による交換工事費の計上によるものとなっております。

○学校教育課長（菅谷清美君） 2 目教育振興費は、3 施設等利用費を新たに設け、19 負担金補助及び交付金の未移行幼稚園利用者負担金として 44 万 4,000 円の補正増をお願いするものです。本市の幼稚園・保育園はすべて子ども・子育て支援新制度に移行していますが、市外や県外の私立幼稚園の中には、新制度に移行せず、従来の制度に残る幼稚園もあり、本市からも新制度に移行していない市外・県外の幼稚園に入園しているお子さんがいます。10 月以降、新制度に移行していない、未移行の幼稚園でも、授業料や預かり保育料などが無償化の対象となりましたので、保護者がいったん負担した授業料等を、償還払いで交付出来るよう、体制を整えるものでございます。

○生涯学習課長（林美佐君） 続きまして、生涯学習課所管の歳出について、ご説明させていただきます。26 ページ中段から 27 ページをご覧ください。10 款教育費、5 項社会教育費、

1目社会教育総務費について、292万円の補正増をお願いするものでございます。内容といたしましては、説明欄2社会教育総務事務費、19負担金補助及び交付金、2補助金といたしまして、各区公民館整備費補助金の交付申請がありました、外之内公民館他5件の改修について、補助金を計上させていただきました。また、歳入でご説明いたしました地区集会施設維持管理基金繰入金の充当をさせていただくものでございます。

続きまして、2目公民館費について、515万6,000円の補正増をお願いするものでございます。内容といたしましては、説明欄3小川公民館施設維持管理費、11需用費、6修繕料として、小川公民館放送受信設備及び、屋上防水改修修繕と給水設備の修繕経費143万7,000円の増額でございます。

説明欄5美野里公民館施設維持管理費、11需用費、6修繕料として、美野里公民館排煙窓及び受水層・高架タンク設備、浄化槽調整ポンプ、消防設備等の修繕経費180万1,000円の増額でございます。

説明欄6羽鳥公民館施設維持管理費、11需用費、6修繕料として、羽鳥公民館ガス配管及び消防設備等の修繕経費40万2,000円の増額でございます。

説明欄8農村女性の家施設維持管理費、11需用費、6修繕料として、農村女性の家消防設備等の修繕経費9万1,000円の増額でございます。

説明欄9農村環境改善センター施設維持管理費、11需用費、6修繕料として、農村環境改善センター消防設備及び多目的ホールガラス・照明・天井の修繕経費、142万5,000円の増額でございます。

続きまして、3目図書館・資料館費、説明欄3小川図書館・資料館施設維持管理費について、11需用費、6修繕料といたしまして、7万円の補正増をお願いするものでございます。内容といたしましては、小川図書館消防設備等の修繕経費でございます。

続きまして、4目やすらぎの里運営費、説明欄3やすらぎの里施設維持管理費、15工事請負費といたしまして、208万8,000円の補正増をお願いするものでございます。内容としましては、県道59号線沿いの斜面にある樹木伐採工事及び華道棟のエアコン修繕工事にかかる経費でございます。

生涯学習課所管につきましては、以上でございます。

○スポーツ推進課長（長谷川勝彦君） 続きまして、28ページをご覧ください。6項保健体育費、2目体育施設費について、補正額696万4,000円の補正増をお願いするものでございます。事業内容については、1小川運動公園施設維持管理費、15工事請負費、小川運動公園

航空障害灯修繕工事として 119 万 9,000 円の増額でございます。

2 希望ヶ丘公園施設維持管理費、11 需要費、6 修繕料、トラクターの修繕費として 15 万 9,000 円の増額、15 工事請負費、希望ヶ丘公園街路灯修繕工事費として 114 万 7,000 円、ナイター照明灯修繕工事として 122 万 6,000 円の増額でございます。

3 市内体育施設維持管理費、15 工事請負費、市内体育施設補修工事として、台風 15 号で被災した少年スポーツ広場フェンス及び台風 19 号で被災した羽鳥運動広場フェンス修繕工事費 215 万 6,000 円の増額、樹木伐採工事については、中野谷のふれあい運動広場の樹木を伐採する工事費でございます。この運動広場の樹木も台風 15 号で倒木がありましたが、残った樹木についても、倒木の恐れが高いため、伐採及び処分費用として 107 万 7,000 千円の増額でございます。

○学校給食課長（田村智子君） 続きまして、学校給食課所管の説明をさせていただきます。3 目共同調理場費、説明欄 2 玉里共同調理場運営経費で 21 万 5,000 円 の補正増をお願いするものでございます。内容としまして、臨時調理員・配膳員の賃金でありまして、臨時職員の単価の増による不足分でございます。

続きまして、説明欄 4 小美玉市共同調理場運営経費で 186 万 2,000 円の補正増をお願いするものでございます。内容としまして、消耗品費で食器の劣化による破損交換分 153 万 5,000 円、修繕料として、かごと洗浄機の部品交換 32 万 7,000 円でございます。

続きまして、説明欄 5 小美玉市共同調理場施設維持管理経費で、39 万 2,000 円の補正増をお願いするものでございます。内容としまして、修繕料で浄化槽液中平膜交換ほかエコキュートの修繕、蓄熱式蒸気発生器の部品交換として 280 万 7,000 円でございます。こちらについては、委託料の契約確定に伴い 241 万 5,000 円を減額し、組み換えをしております。

学校給食課所管の補正につきましては以上でございます。

○学校教育課長（菅谷清美君） 13 款支出金、1 項基金費につきましては、新たに 20 目教員教育研修基金費、説明欄 1 の教員教育研修基金費を設け、1,000 万円の増額補正をお願いするものでございます。指定寄付金を財源としまして、25 積立金の教員教育研修基金積立金として、小美玉市の教員の総合的な教育力の向上を目指した教育研修に必要な資金を積み立てるものでございます。

文教福祉常任委員会所管の補正予算の説明に関しましては、以上でございます。ご審議のほど宜しくお願いいたします。

○委員長（木村喜一君） 以上で、説明は終わりました。

ここで暫時休憩をいたしたいと思います。11時10分まで休憩といたします。

11時02分 休憩

11時10分 再開

○委員長（木村喜一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これにより質疑に入ります。質疑は挙手によりこれを許します。

○2番（香取憲一君） ご質問させていただきます。18ページ3款民生費の生活保護扶助事業ですが、いろいろ資料を拝見した中、突出して生活保護扶助事業の方が補正であがっているんですけども、全国的に生活保護の世帯が増えているということでしょうか。小美玉市については、やはり年々増えている状況だと思えますが、昨年対比でどのくらい割合が増えているのか教えていただきたい。

○社会福祉課長（岡野あけみ君） ただいまの質問にお答えいたします。昨年比でどのくらいの割合が増えているのかというご質問ですが、人数的には微増で、平成30年3月31日現在で376世帯446人、平成31年3月31日で398世帯470人となっております。今回の補正につきましては、人数の増もありますが、それ以外に特に医療費などは、高齢者世帯がかなり多く保護世帯の約半数以上となっているため、補正増となっております。

○2番（香取憲一君） ありがとうございます。医療扶助費の方が伸び率が非常に大きいということと理解してよろしいでしょうか。

○社会福祉課長（岡野あけみ君） そのとおりでございます。

○委員長（木村喜一君） ほかに質疑はございませんか。

○7番（植木弘子君） それでは、16ページ13委託料で外出支援サービス事業委託料で増額あがっておりますが、タクシーが10円増しになったというのは消費税によってです。仕方がないことだと思いますが、利用者増によるというのは、免許証返納が進んでいるのか、同時に高齢者の人数が増えているのか。補正であげなければならないのか。

○介護福祉課長（太田由美江君） 植木委員のご質問にお答えいたします。外出支援サービス事業につきましては、70歳以上または60歳以上で身体障害者手帳を所持している方で、条件としましては、運転免許証をお持ちでないまたは自主返納された方としまして、昨年度1年間で1,039人の方がご利用されておりました。今年度は12月現在で1,104人の方がご利用になっておまして、これから、まだ申請する方もいらっしゃるということが予測されますので、やはり認識といたしまして高齢者の皆さまも報道等がございますが、運転免許証の自主

返納に対する意識もあがっておりまして、申請書を見ていますと最近自主返納しましたという申請が多くあがっておりますので、植木委員がおっしゃるとおり、皆さまが意識をされて自主返納された結果タクシー券の申込につながったと考えております。

○7番（植木弘子君） はい、分かりました。やはり、年代関係なく交通事故は起こしてしまったり、被害にあわれたりありますけど、私もそうですが高齢者の方、段々瞬間の判断力とか鈍って行きますので、自主返納の推進と合わせて来期以降の予算計上の中で、当初予算で組めるものと補正予算で対応した方がよいとか、バランスもあると思いますが、今後こういう項目は増額になっていくと思いますので見込みながら予算の編成に取り入れていただきたいと思います。続きまして、18 ページ香取委員の方からも質問がありましたが、年々生活保護扶助事業の医療扶助費というのがね、受給者の方が高齢になっているということもあるかと思いますが、この現実に対して国の負担のほうは金額的には高いといいますが、本当に尋常な金額になっておりますので、医療費が高くなってしまふことに対して、健康増進課との連携とか支援というのはどのようになっているのでしょうか。医療費があがっている対策考えているのか、お伺いしたいと思います。

○社会福祉課長（岡野あけみ君） ただいまの植木委員のご質問にお答えいたします。かなりの金額の医療扶助費が支払われていますが、ひとつの原因が高齢者の増、また、透析を行っている方も何人かいます高額のなっているため医療が増えている現状でございます。今後ですね、医療費を抑えるような対策ということですが、なるべく訪問しいたときには引きこもってずっと家の中で、生活保護の方というのは車等がないので、お出かけするのも徒歩とか自転車になるんですけども、なかなか外に出ないでうちの中にいるという方も高齢になるといらっしゃいますので、天気の良い日には散歩をなさいますとか基本的な指導を地道に続けております。高齢の方ちょっと風邪を引いただけでも病院の方へ行きたがるというのがありますし、具合が悪くなる前にお医者さんにかかるのはもちろんなんですけど、その前に具合が悪くならないようにという指導をさせていただいているところです。

○健康増進課長（小貫智子君） 健康増進課の職員も社会福祉課と連携をとりまして、訪問指導を実際行っております。生活保護の受給者につきましては、妊婦さんから小さなお子さんをお持ちの家庭や高齢者など幅広い世代の方が対象となっております。健康増進課では、保健師が地区担当制をとっております、生活保護の担当から情報を共有しまして同行訪問を行っております、生活保護受給者の方は生活リズムが不規則であったり、食生活についても不規則であったりと健康に支障をきたす要因がたくさんございますので、引き続き連携を密にし

ていきたいと思っております。

○7番（植木弘子君） 詳細にご説明ありがとうございます。地道の家庭訪問、各部署で連携をとって対応していただくしかないと実感しました。引き続き対応をお願いしたいと思えます。続きまして、25 ページになります。就学援助費について、説明のなかで支援項目が増えたという説明でしたが、こういった項目が増えたのかご説明いただきたいと思えます。

○学校教育課長（菅谷清美君） 植木委員のご質問にお答えいたします。新たに増えた項目としましては、卒業アルバム代としまして小学6年生が1万890円、中学3年生が8,710円ということでこちら項目が増えております。増額となった費目としましては、新入学児童生徒学用品費が小学校、中学校ともに1万円プラスになってございます。

○7番（植木弘子君） 学用品費1万円プラスになった内訳を。

○学校教育課長（菅谷清美君） ただいまのご質問にお答えいたします。内訳というのはございまして、新入学児童生徒学用品費という費目でそれぞれが1万円プラスになったということでございます。

○7番（植木弘子君） 細かくてすみません。卒業アルバム、小学生と中学生で金額の差が出ているというのは、こういった違いあるのか教えてください。

○学校教育課長（菅谷清美君） ただいまのご質問にお答えいたします。国の補助単価になりますが、小学生が6年間ありまして、中学生は3年間というところで、その年数の差が金額の差なのかなと思っております。

○7番（植木弘子君） はい分かりました。それ以上はお聞きしません。続きまして、27 ページやすらぎの里運営費ということで華道棟エアコン修繕工事とはいつておりますが、164万8,000円という事で、ただエアコンを取り替えるだけではなく、修繕ということで工事内容をもう少し、これだけかかるのかご説明をお願いします。

○生涯学習課長（林美佐君） 植木委員のご質問にお答えします。やすらぎの里のエアコン工事でございますが、台数にしますと室内機5台、室外機が2台を交換する工事、建物の内観にあったエアコンを設置しており、壁付けのものとは違い置き型のものとなっております。

○7番（植木弘子君） 家庭用と比べてしまいましたので、ちょっとお高いなと思いましたが、今の説明で理解出来ました。あと、やすらぎの里だけではないことですが、今回の台風や豪雨におきまして倒木もあちこちで発生しまして、樹木の伐採が各箇所で行なわれていると思えますが、木の形状またはこういったところに生えているのか、こういった形で倒れかかっているのかという事で、金額的に差は出てくると思えますが、基本的に3メートル以上の木の伐

採とか1本に換算すると出来るでしょうか。分かる人おりましたら、今後伐採が必要な箇所というのがさらに増えてくる可能性があると思いますので、ちょっとその辺分かる方いらっしゃいましたら、お願いしたいと思います。今の質問では、難しいようですので、28ページの市内体育施設維持管理費という事で樹木伐採工事が計上されていますが、これは具体的にどういった形状のところはどういった箇所で何本ぐらいを予定しているのか。そちらの方で答えいただければと思います。

○スポーツ推進課長（長谷川勝彦君） スポーツ推進課所管の伐採につきましては、平らな場所でごさいます運動広場の隣接、周りでごさいます。伐採の必要性でごさいます。植木で販売するための根巻きをしている仮植されている状態の土地を取得したということで、現在もそのまま根巻きして根が張っていない状態ですのですぐ倒れてしまうため、今回伐採の工事を出ささせていただきました。工事の費用につきましては、太さもごさいます。1本3万円から3万5,000円ぐらいの見積が出ております。以上でごさいます。

○7番（植木弘子君） これはあくまでも羽鳥運動広場ということになりますかね。

○スポーツ推進課長（長谷川勝彦君） 中野谷の運動広場になります。

○7番（植木弘子君） 根巻きしている状態でもそれだけかかるということですので、しっかりと根巻きしていない形で植樹されているとかなり厳しくなるのかなど、金額的にも高額になってくるか、途中できってしまうのかと思いますが、これ跡地というか撤去した後はどのような形にするのか。

○スポーツ推進課長（長谷川勝彦君） 伐根までは今回の工事で予定しておりません。伐採した樹木の処分までをする予定でごさいます。

○7番（植木弘子君） 処分費も含まれた金額と理解してよろしいでしょうか。

○スポーツ推進課長（長谷川勝彦君） こちらの見積には処分費も含まれております。

○7番（植木弘子君） 次に、玉里共同調理場運営経費ということで人手不足という事で今回臨時の調理員と給食配膳員ということで賃金計上されていますが、勤務体系はどうなっているのか教えてください。

○学校給食課長（田村智子君） ただいまの植木委員の質問にお答えいたします。先ほどの私の説明でごさいます。10月から臨時職員の給与があがったことにより、単価の増額が発生したということで説明させていただきました。また、勤務状況でごさいます。玉里給食センターにおきましては、現在、臨時職員8名・正規職員2名の計10名で運営しております。家庭の事情やお子さんがあるといった事情により6時間勤務、5時間勤務、4時間勤務という

ような体系でございます。

○7番（植木弘子君） 大変失礼いたしました。詳細な説明ありがとうございました。以上で終わります。

○委員長（木村喜一君） ほかに質疑はございませんか。

○9番（幡谷好文君） 19 ページなのですが、健康増進施設管理運営費、工事請負費、保健施設受水槽補修工事の説明で、変形とありましたが、その変形の内容が分かりまじらお願いします。

○健康増進課長（小貫智子君） 二槽式の受水槽の片側だけのことでございますが、天井部分と脇の部分を支える支柱が歪んで変形という現状でございます。

○9番（幡谷好文君） 柱が歪んでいるということは、そのもの自体が悪くなっていると想像で出来るが、分かりました。28 ページ体育施設費の15 節工事請負費でふれあい運動広場樹木伐採工事。台風の被害だったと思いますが、ベンチの屋根のシートが吹っ飛んでいるので、利用者の方から直してもらいたいとありましたので、この場を借りてお願いいたします。

○委員長（木村喜一君） ほかに質疑はございませんか。

○11番（長島幸男君） この補正に関して直接は関係ないんですが、20 日に給食センターで給食の試食会が予定されていて、私も以前に2 回ほど試食会に出たんですが、現在試食会というのはどういう形でやっているのかお聞きしたいんですが。

○学校給食課長（田村智子君） ただいまの長島委員さんの質問にお答えいたします。試食会というのは、原則設けてございません。施設を見学に来る方がいっしょに試食の依頼があれば、試食していただいておりますが、今回のことにつきましては、後にも先にもない常陸牛ということで思いを込めて常陸牛の無料提供ということでしたので、文教福祉の委員さんだけではもったいないと思ひまして、議員さん皆さんにお声かけさせていただきました。

○11番（長島幸男君） 今回特別ということでね。

○委員長（木村喜一君） ほかに質疑はございませんか。

○14番（小川賢治君） それでは、2 点ほどよろしく申し上げます。16、17 ページですが、16 ページは障害者福祉事務費、医療福祉事務費、17 ページ児童福祉事務費の国県補助等返納金と3 件、平成30 年度の確定ということでご説明ございました。国と県の金額分けてお答えいただけますかね。

○委員長（木村喜一君） ここで暫時休憩といたします。

1 1 時 3 7 分 休憩

1 1 時 4 0 分 再開

○委員長（木村喜一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。答弁を求めます。

○社会福祉課長（岡野あけみ君） ただいまの質問にお答えいたします。障害者福祉事務費の中の国県補助等返納金につきましては、すべて国庫負担金に対する返還金となっております。

○医療保険課長（服部和志君） ただいまの小川委員の質問にお答えいたします。医療福祉費の国県補助等返納金につきましては、県から補助をいただきまして、確定したことによる返納金として県の方へ 127 万 3,503 円返還することになっております。

○子ども福祉課長（笹目浩之君） 小川委員の質問にお答えいたします。子ども福祉課としましては、返納金 2 種類ありますが、1 つが子どものための教育保育給付費負担金 272 万 6,000 円、もう 1 つが子ども子育て支援交付金 707 万 5,000 円の 2 種類になりますが、国県どちらからも交付を受けていますが、内訳は把握しておりませんので調べ次第報告させていただきます。

○14番（小川賢治君） 障害者福祉事務費については国の分だと、医療福祉費は県の方だと児童福祉費については調べて報告いただけるということ了解いたしました。もう 1 点ですね、次の多子世帯保育料軽減事業ということで、補助金を 0 歳から 2 歳まで第 3 子世帯ということで子どもさんが増加したというご報告がありましたが、何名ぐらい増加してこういう数字になったか説明をお願いします。

○子ども福祉課長（笹目浩之君） 小川委員の多子世帯保育料軽減事業の人数でございますが、令和元年 12 月現在で概算になりますが、第 3 子が 712 名、第 2 子が 281 名、延べ児童数が約 993 名になります。保育料の料金に関しましては、年 2 回算定がございまして 9 月見直しが前年度所得による見直しがございます。これによりまして、当初予定していた人数より約 200 名ほど増えている状態です。

○14番（小川賢治君） そうしますと第 3 世帯は 712 名増えたということで理解してよろしいですか。

○子ども福祉課長（笹目浩之君） 増えた内訳はわかりませんが、合算でしか分からないんですが、712 名は現在の人数で増えた人数は申し分けございませんが把握しておりません。

○14番（小川賢治君） 分かりました。数字の確認を後でよろしくをお願いします。

○委員長（木村喜一君） ほかに質疑はございませんか。

ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入りますが、討論はございますか。

[「なし」と呼ぶあり]

○委員長（木村喜一君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第 101 号 令和元年度小美玉市一般会計補正予算（第 3 号）（文教福祉常任委員会所管事項）について採決いたします。

おはかりいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○委員長（木村喜一君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 102 号 令和元年度小美玉市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

○委員長（木村喜一君） 続いて、議案第 102 号 令和元年度小美玉市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について議題といたします。執行部より説明を求めます。

○医療保健課長（服部和志君） 議案第 102 号 令和元年度小美玉市国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)について説明いたします。1 枚目をお開き願います。歳入歳出予算の補正、第 1 条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 20 万 5,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 52 億 9,564 万 1,000 円、診療施設勘定白河診療所の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 10 万 1,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 1 億 3,622 万 4,000 円とするものです。

3 ページをお開き願います。歳入の補正で 7 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 20 万 5,000 円の補正増で、人事院勧告に伴う職員給与費等繰入金です。

続きまして、歳出の補正です。1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 19 万 9,000 円の補正増は、人事院勧告に伴う職員給与費と一般管理事務費 17 万 6,000 円の増額で、これ

は令和3年3月開始予定の国保税オンライン資格確認等のシステム改修委託料です。

2項徴税費、1目賦課徴収費6,000円の補正増も人事院勧告に伴う職員給与費でございます。

事業勘定の説明は、以上でございます。

○医療保健課参事（重藤辰雄君） 続きますので、診療施設勘定白河診療所についてご説明させていただきます。10ページをお開き願います。歳入の3款繰入金、1項、1目一般会計繰入金10万1,000円の補正増並びに、歳出の1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費10万1,000円の補正増につきましては、人事院勧告に伴う職員給与費の増額によるものでございます。説明につきましては、以上でございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（木村喜一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は挙手によりこれを許します。

[「なし」と呼ぶ声あり]

○委員長（木村喜一君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ声あり]

○委員長（木村喜一君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決に入ります。

議案第102号 令和元年度小美玉市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について採決いたします。

おはかりいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○委員長（木村喜一君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しま

した。

議案第 103 号 令和元年度小美玉市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 2 号）

○委員長（木村喜一君） 続きまして、議案第 103 号 令和元年度小美玉市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 2 号）について議題といたします。執行部より説明を求めます。

○医療保健課長（服部和志君） 議案第 103 号 令和元年度小美玉市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 2 号）について説明いたします。1 枚目をお開き願います。歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 99 万 9,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 5 億 3,918 万 5,000 円とするものです。

3 ページをお開き願います。歳入の補正で、3 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目事務費繰入金は 107 万 9,000 円の補正増で、歳出の一般管理費に充てるための事務費繰入金です。5 款諸収入、2 項償還金及び還付加算金、2 目還付加算金は 8 万円の補正減で、これは広域連合電算システムの保険料軽減判定誤りの終息によるものです。

4 ページをお開き願います。続きまして、歳出の補正になります。1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 107 万 9,000 円の補正増は、人事院勧告に伴う職員給与費と一般管理費 105 万 8,000 円の増額で、これは健診案内チラシの作成を委託したことによる印刷製本費 4 万 1,000 円の減額と人間ドック等の受診者増加に伴う健診等助成費 109 万 9,000 円の増額です。

3 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、2 目還付加算金は 8 万円の補正減で、歳入と同じく保険料軽減判定誤りの終息によるものです。説明は以上でございます。

ご審議、よろしく願いいたします。

○委員長（木村喜一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は挙手によりこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（木村喜一君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（木村喜一君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決に入ります。

議案第 103 号 令和元年度小美玉市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 2 号）について採決いたします。

おはかりいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○委員長（木村喜一君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 107 号 令和元年度小美玉市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

○委員長（木村喜一君） 続きまして、議案第 107 号 令和元年度小美玉市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）議題といたします。執行部より説明を求めます。

○介護福祉課長（太田由美江君） 議案第 107 号 令和元年度小美玉市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）につきましてご説明いたします。1 枚目をお開き願います。

第 1 条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,615 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 38 億 7,994 万 6,000 円、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 36 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 700 万円とするものでございます。

4 ページをお開き願います。歳入についてご説明いたします。3 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費負担金、1 節現年度分ですが、介護サービス経費実績の増により 418 万 4,000 円の補正増をお願いするものでございます。

3 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目調整交付金、1 節現年度分ですが、これも前項と同じ介護サービス経費及び介護予防ケアマネジメント事業経費の実績増による 128 万円の補正増をお願いするものです。

その下の 2 目地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業、1 節現年度分ですが、

介護予防ケアマネジメント事業経費の実績増により2万7,000円の補正増をお願いするものでございます。

次の4目介護保険事業費補助金、1節介護保険事業費補助金ですが、1つとびまして、7目の目番号を4目に訂正したことによるものです。

その下の5目保険者機能強化推進交付金、1節現年度分ですが今年度の交付金配分額として673万円の補正増をお願いするものです。

続きまして4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、1節現年度分ですが、介護サービス経費の実績増による688万4,000円の補正増をお願いするものでございます。

その下の2目地域支援事業支援交付金、1節現年度分ですが、介護予防ケアマネジメント事業経費の実績増による3万6,000円の補正増をお願いするものです。

次に、5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金、1節現年度分ですが、介護サービス経費の実績増による410万2,000円の補正増をお願いするものでございます。

その下、5款県支出金、2項県補助金、1目地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業、1節現年度分ですが、介護予防ケアマネジメント事業経費の実績増による1万6,000円の補正増をお願いするものです。

続きまして、7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金、1節現年度分ですが、介護サービス経費増による市の負担分として318万7,000円の補正増をお願いするものでございます。

5ページをご覧願います。同じく2目地域支援事業繰入金、介護予防・日常生活支援総合事業、1節現年度分ですが介護予防ケアマネジメント事業経費の実績増による市の負担分として1万6,000円の補正増をお願いするものです。

その下、5目その他一般会計繰入金、1節事務費繰入金ですが、こちらは人件費です。7款繰入金、2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金、1節介護給付費準備基金繰入金ですが、60万6,000円の補正減をお願いするものでございます。これは保険者機能強化推進交付金の収入による、介護給付費準備基金繰入金の減額によるものです。

続きまして、歳出についてご説明いたします。次のページ6ページをご覧ください。職員給与費に関する説明は省略させていただきます。

中ほどの2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目介護サービス等諸費、19節負担金補助及び交付金、説明欄1介護サービス経費ですが、居宅介護福祉用具購入申請者の増によ

る、120万円の補正増をお願いするものでございます。

同じく4項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス等費、19節負担金補助及び交付金、説明欄1高額介護サービス経費ですが、申請者の増により599万5,000円の補正増をお願いするものです。

次のページ7ページをご覧ください。2款保険給付費、5項特定入所介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス等費、19節負担金補助及び交付金、説明欄1、特定入所者介護サービス経費ですが、特定入所者の実績増により1,830万4,000円の補正増をお願いするものです。

次に3款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費、1目介護予防・生活支援サービス事業費、説明欄1介護予防・生活支援サービス事業ですが、保険者機能強化推進交付金673万円の収入増による財政の内訳補正でございます。

同じく2目介護予防ケアマネジメント事業費、13節委託料、説明欄1介護予防ケアマネジメント事業ですが、介護予防ケアプラン作成委託料の実績増による13万6,000円の補正増をお願いするものでございます。

次に3款地域支援事業費、2項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業費は職員給与費ですので説明を省略させていただきます。

次のページ8ページをお開き願います。5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目第1号被保険者保険料還付金、23節償還金利子及び割引料、説明欄1第1号被保険者保険料還付事業ですが、還付対象者増により22万1,000円の補正増をお願いするものでございます。

続きまして14ページをお開き下さい。サービス事業勘定の補正について、ご説明いたします。歳入についてでございますが、1款サービス収入、1項予防給付費収入、1目介護予防サービス計画費収入、1節介護予防サービス計画費収入ですが、実績数の増により18万4,000円の補正増をお願いするものでございます。

次の2款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、1節一般会計繰入金ですが、介護予防プラン作成委託料実績の増による18万4,000円の補正増をお願いするものでございます。

次に歳出でございます。1款サービス事業費、1項介護予防支援事業費、1目介護予防支援事業費、1節介護予防支援事業費ですが、実績数増による介護予防プラン作成委託料として、36万8,000円の補正増をお願いするものでございます。

以上でございます。ご審議をよろしくお願いいたします。

○委員長（木村喜一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は挙手によりこれを許します。

○7番（植木弘子君） 時間超過していますが申し訳ありません。1点確認にさせていただきます。いまのご説明の中でそれぞれ申請者増、実績増という項目が多々ありましたが、これ全体的な予算自体が前年度より今年度の予算自体が金額が、確か減額されていた気がするんですけども、その辺についてお考えというかご判断どのようなご判断だったのかお伺いしたいと思います。

○介護福祉課長（太田由美江君） 植木委員のご質問にお答えします。今回補正をお願いしております項目でございますが、こちら当初予算の計上時には過去5年間の増加の状況を勘案しまして新年度予算を組んでございます。ご存知のように申請者の動きというのは読めないところもございまして、今年度は特にこういった項目の申請を多くいただいておりますので、それに伴う補正ということでございますのでご理解いただければと思います。

○7番（植木弘子君） 過去5年間の基にということで、当然この予算を組んでいくというのも大変なお仕事とは十分に理解出来ますけれどもこれからのやはり小美玉市まあ全国的にそうですねけれども高齢化がさらに進む中改めて補正で対応できる部分もあると思いますけれど、先程申し上げたとおり、当初予算というのもその辺しっかりと考えて行かなければいけない部分だと思いますので、一言言わせていただきました。

○委員長（木村喜一君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（木村喜一君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（木村喜一君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決に入ります。

議案第107号 令和元年度小美玉市介護保険特別会計補正予算（第2号）について採決いたします。

おはかりいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○委員長（木村喜一君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで、先ほど小川委員の質問に対して、後告報告する旨のありました件について執行部より説明をお願いいたします。

○子ども福祉課長（笹目浩之君） 先ほどの小川委員の質問にお答えいたします。子ども福祉課におきましては、国県補助金等返納金ですが、国、県より補助金をいただいておりますが、県の補助金は単年度清算しておりますので、今回は国だけの返納金となります。もう1つ多子世帯保育料軽減事業の第3子の人数でございますが12月現在で712名、当初予定では477名とみていましたが、これは9月の再算定見直し及び所得制限枠撤廃による児童数の増加となっております。

○委員長（木村喜一君） 以上で、本日の審査は終了いたしました。続いてその他となるわけでございますが、これより先は、島田市長、加瀬教育長、倉田保健衛生部長、小貫健康増進課長の4名以外の執行部の皆さんは退席いただいて結構でございます。

(執行部退席)

その他

○委員長（木村喜一君） 続いて、その他何かございますか。

○健康増進課長（小貫智子君） 小美玉温泉ことぶきの借地返還に伴う用地確保についてご説明させていただきます。お配りした図面でご説明させていただきます。これは、議会最終日に、追加の補正予算をお願いするものです。

まず、赤い部分が、現在、地権者と借地契約をしている土地でございます。契約期間は平成30年度から令和2年度の3年間でございます。この借地の地権者から、契約の更新をしないとの申し出があり、これまで用地交渉を進めてまいりましたが、合意を得ることができません

でした。返還した場合、現在の駐車場が半分以上使用できなくなり、また北向きにある玄関の出入りにも不便をきたし、運営が成り立たないという事態になることから、急遽、新たな用地確保のため、周辺の地権者の方々との交渉を行い、大筋でご理解をいただいたところでございます。

買収予定地が、緑の部分でございます。今回、用地買収に向けた追加補正を上程させていただき、議決をいただければ年度内には買収予定地の不動産鑑定と、補償調査を行う予定でございます。

今後のスケジュールといたしましては、令和2年度に、用地買収・測量設計・駐車場整備工事を行うとともに、現在北向きにある玄関を、出入りしやすいよう南向きの青色の部分に増築して、変更する予定でございます。なお、敷地面積の推移につきましては、右下の表のとおりでございます。

短期間で事業を推進することとなりますが、令和3年3月末には完了させたいと思いますので、何卒ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（木村喜一君） 以上で報告は終わりました。

委員の皆さまから何かありましたら。

○2番（香取憲一君） 借地の契約更新にいたらなかったのはいろんな経緯があったと思いますが、主たる断念せざるを得なかった要因というのを教えていただきたいんですが。

○健康増進課長（小貫智子君） まず、経緯を簡単ご説明させていただきますと、もともとこの借地の所有者につきましては、昭和の時代からリニューアルする前の小川温泉ことぶき荘のころから以後45年間借地契約を続けている方でして、平成24年ごろリニューアルする際に用地拡張のため買収に向けた交渉を行っていたこともございましたが、いままで、了承を得られなかったということでございます。ただその際に借地契約を交わす代わりにずっと食堂と売店を利用してよいという口頭でのやり取りがあったと聞いております。そう言うこともございましてずっと食堂と売店の経営を借地の所有者の方が行っていたということでございます。昨年平成30年9月に指定管理者が決定されまして、当初から、平成31年度からは指定管理者がこの事業を運営するということにつきましては、土地の所有者の方ももちろんご了承いただいております。指定管理者が決定されましてその食堂の経営につきましては、両者で話し合いまして、まず、平成31年度から食堂の運営は指定管理者が行なうこと。従事するには従業員になることが条件であるということで、両者の合意が得られた。指定管理者側としても当初は、土地の所有者の意向を汲む形で雇用する方向におりまして、両者良好な関係で築いてい

た経過がございますが、今年の3月に面接を行なったそうですが、その面接の際に土地の所有者の方と指定管理者の方針がなかなか一致せず、指定管理者の方針としましては、利用者の満足度を上げるために快適にご利用いただける施設にしたいと要望されたそうです。また、食堂の運営で利益をあげたいということも指定管理者の意向でございました。それを踏まえて、いっしょにやってみようという合意が結局得られなかった。お互いその信頼関係が築けず、指定管理者の方針に従うことが出来ない方々だという関係になってしまった。4名面接を受けたと聞いておりますが、2名は採用されたと聞いております。ただ全員が雇用されなかったということがあったために、すべて辞退をされた。結果、ことぶきには関われないという所有者のご意向がございまして、急遽、新年度になってからそういう話が持ち上がったという経過でございます。

○2番（香取憲一君） 賃借料というのはどのくらいだったのでしょうか。

○健康増進課長（小貫智子君） 現在の3年間の契約で敷地借上げ料としましては、年額31万9,000円でございます。

○2番（香取憲一君） 年額31万9,000円でお支払いをして、その代わりインセンティブ的な食堂に携わることが条件でというのが現状にあったということですね。

○委員長（木村喜一君） ほかに質疑はございませんか。

○7番（植木弘子君） 大変な問題になりまして、これ、いま、出されてびっくりすると同時に、すばやく買収予定地のほうで、大筋理解を得ているという現在の不動産の所有者の方、大筋理解を得ているということですが、地権者は何名ほどいるのでしょうか。

○健康増進課長（小貫智子君） この緑の部分の地権者の方6名いらっしゃいます。

○7番（植木弘子君） わかりました。これからさらに交渉を詰めていくと思いますので、この土地買収にかかる経費だけとは思わないですけども、このあと増築も入りますし、また、買収が整いましたらば駐車場整備ということで、おおまかに予算的にどのくらいかかるのかを見込んでいるのか、また、その財源として一般財源のみで行うのかどうかその辺を教えてください。

○健康増進課長（小貫智子君） 予算につきましては、いま、まだ詰めている段階でございますが、今年度の追加補正を提出する財源の内訳でございますが、いまのところ基地対策課と調整をさせていただいております、特定防衛施設周辺整備調整交付金が充当されるであろうというところで、いま、防衛のほうとこれから協議を行う予定でございます。

○7番（植木弘子君） それでは、金額的にはいま出せないということで、理解してよろし

いでしょうか。

○健康増進課長（小貫智子君） まず、現在は今年度に取りかかる予算につきましての計上になりまして、見積りも今年度の見積りについてのみ得ている状況でございます。

まず、12月の追加補正につきましては、トータルで400万円ほど追加補正をさせていただく予定でございます。そのうち、350万円が国の防衛費の交付金を充当する予定でございます。

○7番（植木弘子君） 補正予算の400万円の内訳を、いま、教えていただければお願いします。

○健康増進課長（小貫智子君） 現在のところ、不動産鑑定業務委託料といたしまして、7筆分この緑の土地がございます。見積り額としましては、148万7,000円計上する予定でございます。

また、このなかにハウスや倉庫がございますので、その補償調査といたしまして委託料259万6,000円、あわせまして、401万3,000円今回の12月追加補正で計上させていただきたいと思っております。以上でございます。

○7番（植木弘子君） 今年度におきましての補正に関しましては、おおまか理解することができましたが、そのさきというのがちょっと来年度の予算までいくらかかるのか。これって想定外だったんでしょうかね。また、指定管理者の方が絡んできますので、そちらの方のほうの補償とかって。営業を停止しなければいけないのか、また、その営業を停止しなければいけなかった場合の補償問題というのは、どのように考えているのか経過をお伺いしたいと思います。

○保健衛生部長（倉田増夫君） 営業には支障のないように進めていきたいと思っておりますが、どうしても施設を休まらなければならないという日程が生じてしまった場合には、指定管理者のほうとよく調整して協議して進めていきたいと思っております。

○7番（植木弘子君） 以上です。

○委員長（木村喜一君） ほかに質疑はございませんか。

○11番（長島幸男君） そうしますと、説明のなかで整備して完成が令和3年度というお話を聞いたんですが、それまではなんとかこの状態で営業は続けるということよろしいのか。

○健康増進課長（小貫智子君） 工事の工程につきましては、これから詰めていく作業になりますが、営業に支障がない範囲でスケジュールを立てまして、指定管理者と協議をしながら最小限に支障を留めたいと思っております。

○11番（長島幸男君） こういう状態に現在なったということですが、一般市民への周知

というのはどう考えているのかお聞かせください。

○保健衛生部長（倉田増夫君） 実際に、工事等が行われるのは令和2年の後半になってくると思いますが、そこまでにはどういう形で整備がされるということがハッキリしてまいりますので、その時点では市民の方にホームページなり、広報紙等を通じながら、また、機会を通じて説明をしていきたいと思っております。

○11番（長島幸男君） いま、令和2年度、そうしますと現在のままで黙ってといたらおかしいですけど、そのような状況で営業という形なんですか。なんか相当現在のあれでは継続的に利用している方とかそういう方がいると思うのですが、それではちょっとまずいのではないかと思うのですよね。そこら辺の説明をお願いします。

○保健衛生部長（倉田増夫君） ただいまのご質問でございますが、この赤い土地につきましては、令和3年3月までに返還するというのでその間は使えます。それを利用しながらこの緑の土地を買収しまして、営業には支障のないようにお客さんにもなるべく迷惑をかけないように進めていきたいと思っております。

○11番（長島幸男君） わたしのほうも勘違いというか、令和3年の3月までは現状のままで使えるということによろしいわけですね。

○保健衛生部長（倉田増夫君） 令和3年3月までには現状に回復して返還しなければならないということでございますので、その前にこちらの緑の部分がある程度使えるようにしなければならないということでございます。土地の契約は、令和2年度末までということなので、令和3年3月までということになっております。

○11番（長島幸男君） わかりました。以上です。

○委員長（木村喜一君） ほかに質疑はございませんか。

○3番（長津智之君） 若干確認をしたいと思えます。さきほど植木委員さんは想定外と言いましたけど、わたしは想定内だと思うんですね。借地があるんですけど、契約期間があるんですからこういうことは当然おこり得ることですよね。それで、防衛費があつて防衛費でやるから納得してくれとか、これは税金ですよ。これができたときから何年かかっているのかわからないんですけどその年数と、これまた増築をするんでしょこの部分。新しい。まだ、確定ではないでしょうけども、構想でしょうけども。それと、きょう文教福祉の委員さんが集まっています補正の審査をしているときに、最終日に補正をお願いしますというのはどういうことなのか。2日の開会日に言えなかったのか、言わなかったのかそれはわかりませんが、ご都合があるでしょうけども、そこら辺のことをお願いしたいと思えます。

○保健衛生部長（倉田増夫君） この問題につきましては、相手があるものですから 12 月議会スタートまでに話がまとまって案件が出せる状態で当初の補正予算で出せるのが一番いい状況だったのですが、実は交渉も 12 月 13 日ぐらいまで交渉を続けておりました、ようやく合意を得られたという状況でございます。そこから令和 2 年度 1 年間しかないなかで事業を進める、ましてや貴重な税金でございますからいまままで投入して運営されているこのことぶきを今後も継続的に利用できるようにするにはどうしたらいいかということで、わたくしも一生懸命頑張っているところでございまして、令和 2 年度に進めること自体相当タイトなスケジュールで進めなければならないところでございますが、頑張っていきたいと思っておりますので、ご理解を賜ればと思っております。よろしくお願いたします。

○3 番（長津智之君） 事業して何年ですか。

○健康増進課長（小貫智子君） リニューアルオープンした年数につきましては、平成 24 年 3 月でございます。そのときに、防衛補助を用いまして全面的に改修工事を行っております。

○委員長（木村喜一君） ほかに質疑はございませんか。

○9 番（幡谷好文君） ご苦労さまです。いろいろあつてのこういう経緯になったことは十分に理解しました。わたしはことぶき温泉が北側から入るといのは、もうずうっと個人的には気に入らなかったんです。これからは南側から入るような形になると思うので、雨降って地固まるではないですけども、この南側の用地がもちろんお金もかかって取得するわけですが、南側が広がって施設がよくなるんじゃないかというふうに期待していますので、今後ともよろしくお願いたします。

○市長（島田穰一君） 突然の話でまことに皆さま方にはご迷惑をかけている状況でございますので、お詫びをするところでございますが、この件に関しては大変急な話でこういうことになったということで、担当のほうでもこの緑で染まったところ、実は、土地交渉に行ったら庭で立ち話での対応でお家に入れてもらえなかったという時間がたくさんございました。それを続けて、いま、いい状況になってきたということで、皆さんに報告、また、予算も組める状況かなということでお話を進めたわけでありまして、その辺もご理解いただきたいと思います。

また、この地主とのトラブルは今回はじめてではございません。以前にも何度もございまして、実はリニューアルするときも、井戸を自分のものとすべき場所に掘ったという経緯もございまして、そういうところからずっと進めてきたところでございます。

また、利用者にも食堂の批判というものは大きかったということで、何度も食堂の経営者と

どうか、この方をお願いを申し上げて、いい料理を提供していただけるように再三進めてきた経緯もあったわけであります。そういうところが指定管理者になって、指定管理は経営上きちんとしたいということで、話し合いがもたれたところでございますけれども、なかなか合意には至らず地主から返してほしいということであったので、何度もこの地主の皆さん方にも担当としてお話を詰め進めてきたところでございますが、同意が得られなかったということで、こういう方法になってしまったということでございます。

また、これがあってからということではございませんけれども、以前から議員の皆さん方にもご指摘いただいておりますように、小美玉市で借地の公共施設がそちらこちらあります。そういうものをなるべく契約更新のときに買収できるように進めてほしい、進めるべきだろうという話もございまして、わたしどももこういう借地に関しまして、総合管理計画を立て一部市道で借りているところがありますので、そういうところから手をつけていこうということで、交渉に入った状況でございますので、これから数多くある借地をこの計画に基づいて買収していこうということでございますので、こればかりではなくてこれからもいろいろございまして、ご理解をいただいて前向きに我々もしっかり皆さま方のきょうの意見は真摯に受け止めて対応してまいりたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思っております。

また、これからいろいろな地主との交渉もございまして、皆さん方にもご支援していただいて、もし、間に入ってお言葉をいただければそのような素直な形のなかで進んでいくのかなと思っておりますので、議会の皆さま方にも後押しを、また、ご協力いただいて結果を出したいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。以上であります。

○委員長（木村喜一君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（木村喜一君） ないようですので、これについては、今朝ほど現況報告ということだけでしたので、そのさきのことというよりも、いま、おかれている状況を所管である文教福祉の委員に説明したいということでしたので、お受けしてこういう説明があるわけですが、これについてはほかに意見がなければ以上で終結いたします。

そのほかお手元の別添資料をご覧いただきたいのですが、令和元年9月9日付の台風15号の被害状況ということで、教育委員会のほうからご報告がございましたので、後ほどお目通しくださればと思っております。

これもちまして、本日の協議は全て終了しました。副委員長と交代いたします。



◎閉会の宣告

○副委員長（長津智之君） それでは、以上で文教福祉常任委員会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

午後 12時35分 閉会